

公立大学法人青森県立保健大学の財務諸表の承認及び
利益処分の承認に係る確認について

1 確認の方針

- ・ 財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。
- ・ 知事による財務諸表の承認及び利益処分の承認にあたって、地方独立行政法人法第34条の規定により、評価委員会より意見を聴取することとなっているが、これに先立ち、「法規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

2 確認内容

(1) 法規性の遵守

チェック項目	チェック結果
提出期限は遵守されたか。	・ 6月末日までに財務諸表等が提出された。
必要な書類は全て提出されたか。	・ 以下の書類が提出された。 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） 決算報告書 事業報告書 監事の意見
監事の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	・ 監事の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
計数は整合しているか。	・ 合計等の基本的な計数について、整合を確認した。
書類相互間における数値の整合は取れているか。	・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

チェック項目	チェック結果
行うべき事業を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生収容定員の充足率が90パーセントを満たしていることを業務実績報告書により確認した。
運営費交付金に係る会計処理は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間進行基準の適用事業について、運営費交付金債務全額が収益化されていることを確認した。 ・ 費用進行基準の適用事業について、費用の発生額と同額について運営費交付金が収益化され、その残額について、運営費交付金債務として残っていることを確認した。
利益処分の承認を受けようとする額は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の承認基準に照らし、利益の発生理由及び利益処分の承認を受けようとする額の算出方法が、本県の承認基準に沿ったものであることを確認した。（別紙参照）

3 確認結果及びコメント

(1) 財務諸表の承認

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額の重要性の認められる齟齬等はなく、知事による財務諸表の承認にあたって、特段のコメントはない。

(2) 利益処分の承認

本県の承認基準に照らし、利益処分の承認を受けようとする額に明らかな不適正はなく、知事による利益処分の承認にあたって、特段のコメントはない。

利益処分の承認について（案）

単位：百万円

決算報告書	
収入	支出
1959	1849
運営費交付金 1311	教育研究経費 267
自己収入（授業料等・雑収入） 552	人件費 1180
受託研究等収入 96	一般管理費 317
	受託研究等経費 85
	収支決算上の差額 110

差額の発生要因	
収入の増減	
・運営費交付金の増	4
・自己収入の増	10
・受託研究収入の増	31
計	45
支出の増減	
・教育研究経費の減	56
・県職員人件費・法人固有職員退職手当の増	2
・法人固有職員人件費の減	23
・一般管理費の減	8
・受託研究等経費の増	20
計	65
収入の増45 + 支出の減65 = 110	

損益計算書	
収益	費用
2164	2080
収支決算上の収入 1959	収支決算上の支出 1849
収入がないが会計上収益とするもの 84	支出がないが会計上費用とするもの 97
収入のうち会計上収益とならないもの -71	支出のうち会計上費用とならないもの -58
臨時収益 192	臨時損失 192
	当期利益 84

- 1 収入がないが会計上収益とするもの
 ・資産見返負債戻入（固定資産の減価償却費相当分と相殺するため、会計上収益として計上する：公立大学法人特有の会計処理） 84
- 2 収入のうち会計上収益とならないもの
 ・運営費交付金の一部を運営費交付金債務のまま繰り越す部分 -2
 ・受託研究費・受託事業費等の一部を精算により返還又は翌年度に繰り越す部分 -4
 ・補助金の精算により返還する部分 -7
 ・運営費交付金等のうち固定資産を購入した部分（費用とならない支出と相殺） -58
- 3 支出がないが会計上費用とするもの
 ・固定資産の減価償却費（収益の資産見返負債戻入と相殺） 84
 ・奨学費（授業料の減免分） 13
- 4 支出のうち会計上費用とならないもの
 ・運営費交付金等を財源に固定資産を購入した部分（会計上資産として計上されるため、費用として計上されない：収益とならない収入と相殺） -58

法人からの申請
 目的積立金（教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善積立金） 83,868,258円

県の承認案
 積立金（経営努力認定外） 0円
 目的積立金（経営努力認定） 83,868,258円